

災害に備えて ブロック塀を点検しましょう

近い将来発生が予測される大地震に備えて、市では市街地の安全を確保するため、既存建築物の耐震化の促進に加え、危険なコンクリートブロック塀の撤去や使用しない老朽建築物(空家)の除却を促進しています。



出展：(一財)消防防災科学センター

危険なブロック塀がもたらす影響

平成30年に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、倒壊したブロック塀に巻き込まれ、尊い命が失われました。また、令和4年1月に発生した「日向灘地震(大分県)」や、6年1月に発生した「能登半島地震(石川県)」でもブロック塀の倒壊がありました。これらの多くは、現在の法令に定める基準に適合しない、いわゆる「危険なブロック塀」であることがわかっています。

危険なブロック塀は人命を脅かす凶器となる恐れがあるばかりか、事故が発生した場合に、その所有者に対して多額の損害賠償責任が問われる可能性もあります。

また、倒壊したブロックが道路を塞いで、被災者の避難や救助活動の妨げとなることもあります。

(一社)全国建築コンクリートブロック工業会のホームページでは、阪神淡路大震災と同じ振動を、現行基準に適合した安全な塀と、適合していない危険な塀に与えたときの様子を動画でわかりやすく紹介しています。右のコードから動画を見ることができます。



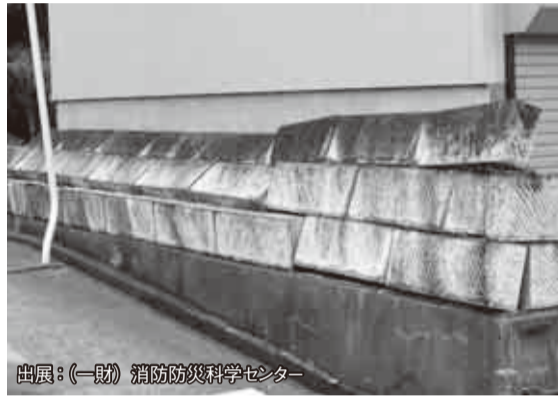
被害を少なくするために 普段歩く道も点検を

(一社)日本建築防災協会のホームページでは、既存のブロック塀などのチェックポイントを示した啓発チラシが公開されています。自宅にブロック塀がある人は、右のコードから確認し、点検しましょう。



自宅にブロック塀のない人も、普段から通行する道や通学路の安全点検をして、道沿い

に高いブロック塀がある場合は、なるべくブロック塀から離れる、他の道を通行するなどの対策を心掛けましょう。



出展：(一財)消防防災科学センター

分からないときは専門家へ

■点検や施工について

(公社)日本エクステリア建設業協会千葉県支部 ☎043-292-1435

■点検のみの場合

(公社)千葉県建築士事務所協会 ☎043-224-1640

または(一社)千葉県建築士会八千代支部 ☎409-0831

■施工のみの場合

八千代市建設業協会 ☎483-1771

老朽化した空家を除却した土地の固定資産税などを減免します

固定資産税などの住宅用地特例を受けている建物を除却して更地にすると、特例の適用がなくなり、その土地に係る税額が高くなるのが、空家が放置される要因の一つといわれています。放置された空家は建物の老朽化などが進み、地域に危険をおよぼす恐れがあります。

市では、地域の生活環境の改善を図ることを目的に、老朽化した空家(昭和56年5月31日以前に着工された住宅に限る)を除却した土地について、住宅用地特例が適用された場合と同様に固定資産税などを減免し、老朽化した空家の除却の促進を図っています。減免期間は2年間です。詳しくは市ホームページか建築指導課 ☎421-6774へ。



▲建物の外壁が朽ちて、倒壊のおそれがあります



▲防犯性が低下し、不審者の侵入などが起きやすくなります



▲ごみが不法投棄され、火災などが起きる可能性があります

募集 通所型短期集中予防サービスの利用者

最近、つまずきやすくなった人、外に出るのが億劫になった人などを対象に、リハビリ専門職が運動機能などの改善・向上のプログラムを提案し、週1回(約2時間)、3か月間集中的に支援を行います。体を動かす習慣をつけ、好きなことや、やってみたいことを一緒に考え、生活をサポートします。

▼対象者 介護保険の認定が要支援1・2、または事業対象者(65歳以上で基本チェックリストにより対象と判断された人)
▼募集人数 10人 ▼実施時期 7・9月、週1回2時間程度、全12回。9回の通所と3回の訪問サービス ▼実施場所 市内介護老人保健施設(送迎あり) ▼費用 無料 ▼申込先 電話でお住まいの地区の地域包括支援センターへ 【勝田台】 ☎(481)35155、【阿蘇・陸】 ☎(488)95255、【村上】 ☎(405)41777、【八千代台】 ☎(406)55766、【高津・緑が丘】 ☎(489)46555、【大和田】 ☎(484)66111 (長寿支援課)

マンション管理計画認定制度を開始しました

市ではマンション管理の適正化を目的として、4月に策定した「八千代市マンション管理適正化推進計画」に基づき、5月から「マンション管理計画認定制度」を開始しました。この制度は、一定の基準を満たす適切な管理計画を持つマンションを市が認定するものです。認定を受けることで、市場価値の向上が期待できるとともに、融資の金利優遇や税制優遇を受けられるなどのメリットがあります。

▼対象 市内の分譲マンション。申請者はマンション管理組合の管理者など ▼申請方法 (公財)マンション管理センターの「管理計画認定手続支援サービス」を利用して、マンションの管理計画について事前確認し「事前確認適合証」の発行を受けて、管理計画の認定申請を行ってください。

(建築指導課 ☎(421)6773)

国民年金の手続きを忘れずに

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人すべてが加入する制度です。届け出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずに市へ届け出をしてください。

●会社を退職したとき 60歳になる前に会社を退職し、厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。扶養配偶者がいる場合は併せて手続きが必要です。

●被扶養配偶者でなくなったとき 本人の収入増加や離婚により、会社員や公務員などの扶養から外れたとき(配偶者が65歳に達して第3号被保険者でなくなったときを含む)

(国保年金課 ☎(421)6744)